

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付決定に付する条件及び指示事項

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」（以下「省令」という。）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は省令に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。この場合において、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (8) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、原則として一般競争入札によるものとする。
- (9) 補助事業者は、市から協力を求められた場合は、介護ロボットの導入に関する調査に協力するものとする。なお、当該調査の協力は、補助事業完了後も同様とする。